



厚生労働省

ひと 暮らし 未来のために

平成26年度

労働行政のあらまし

—意欲と能力が活かされ安心して

働くことができる社会の実現をめざして—

高知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

(四万十市安並)

高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

高知労働局は、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携し、総合労働行政機関として、労働条件の確保・改善、雇用の安定・創出、就職支援、男女の均等な機会と待遇の確保及び仕事と家庭の両立支援など、総合的・効果的な関係施策の推進に努めています。

また、総合的な地方労働行政機関として、地方公共団体及び労使団体等関係団体との連携をはかるとともに、安定した雇用の実現を図り、働く人々が健康・安全で、安心して働くことができ、多様な個性や能力を発揮できる職場の実現をめざし、それぞれの課題に対して重点項目を定め、積極的かつ連携して行政を推進することとしています。

① 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策を推進し、「全員参加型社会」の実現を目指します

- 若年者雇用対策の推進 2
- 雇用の場の確保の推進 3
- 高齢者雇用対策の推進 4
- 障害者雇用対策の推進 4
- 安心して働くことができる雇用対策の推進 5
- 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進 5

② 「働く人の安全・安心の確保」の実現を目指します

- 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等 6
- 最低賃金制度の適切な運営 6
- 労働者の安全と健康確保対策の推進 7
- 労災補償対策の推進 8
- 適正な労働環境の整備 8
- 個別労働関係紛争解決の促進 9
- 労働保険制度の適正な運営 9

③ 「男女とも働きやすい雇用環境」の実現を目指します

- 継続就業できる両立支援対策 10
- 女性の活躍促進及び男女機会均等の確保 10
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保 11

④ 制度改正の抜粋

⑤ 相談窓口一覧

⑥ 高知労働局の組織

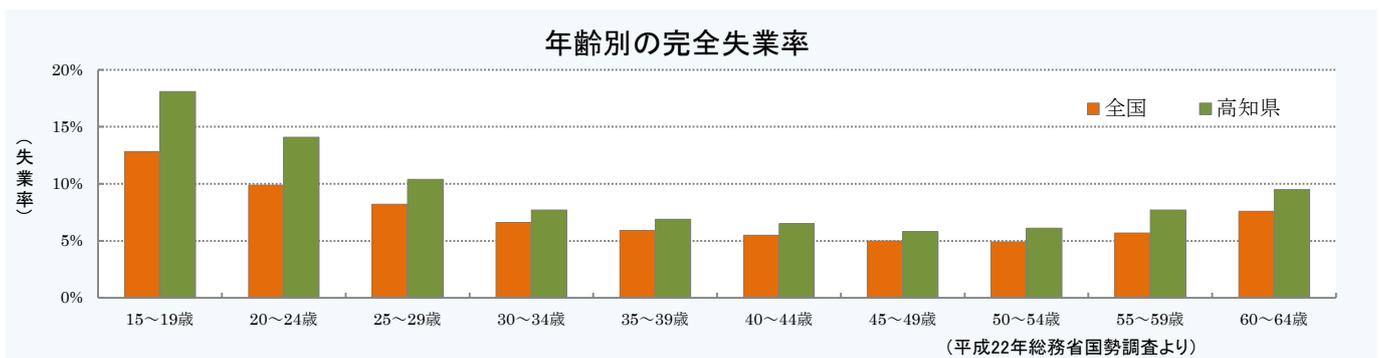
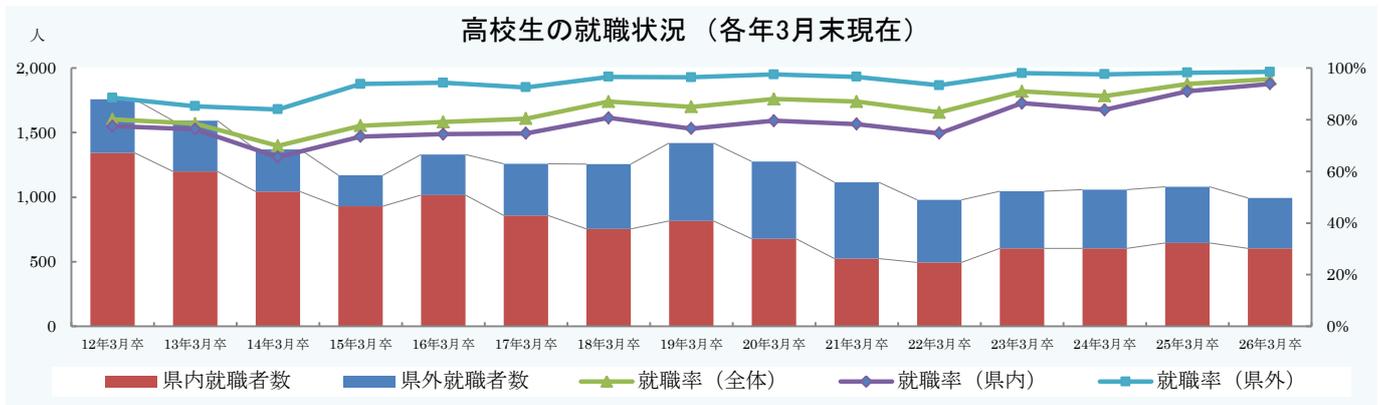
① 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策を推進し、「全員参加型社会」の実現を目指します

依然として厳しい雇用情勢のなか、「若年者雇用対策の推進」、「雇用の場の確保の推進」、「高齢者・障害者の雇用対策の推進」及び「雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進」等に全力を挙げて取り組みます。

● 若年者雇用対策の推進

「高知労働局新卒者就職応援本部」を中心に、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援、ジョブカフェこうちと若者相談コーナー（ハローワーク高知）の連携による若者の就職支援、トライアル雇用制度による年長フリーター等の正規雇用化の推進により、若年者の職業的自立を支援します。

- ◆ 面接会及び面談会を開催することによる就職機会の拡大の推進
- ◆ 未就職卒業者の就職支援の推進
- ◆ 在学中からの職業意識形成の推進
- ◆ 「ジョブカフェこうち」等との連携による就職支援の強化
- ◆ フリーター等の正規雇用化の推進



新規学卒者の就職支援を強化するため、関係機関と連携し、平成22年9月に「高知労働局新卒者就職応援本部」を設置した。

※ 写真は平成25年6月10日に開催した「平成25年度第1回高知労働局新卒者就職応援本部会議」

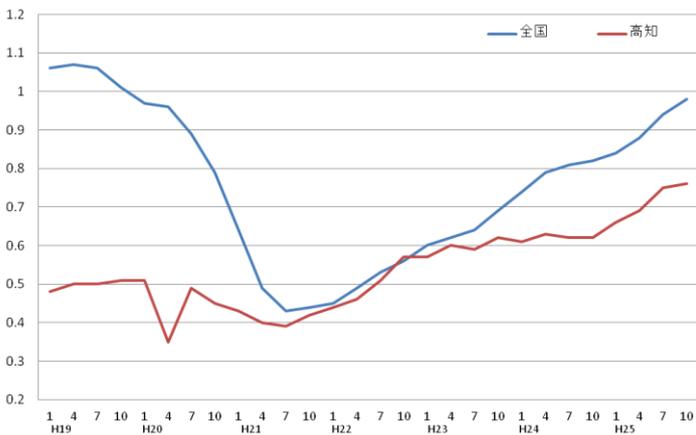
● 雇用の場の確保の推進

本県においては、求職者に対して求人の絶対数が不足しているため、求人開拓により求人の量的確保に努めるとともに、求人・求職のマッチングの強化により確保した求人の確実な充足に取り組みます。

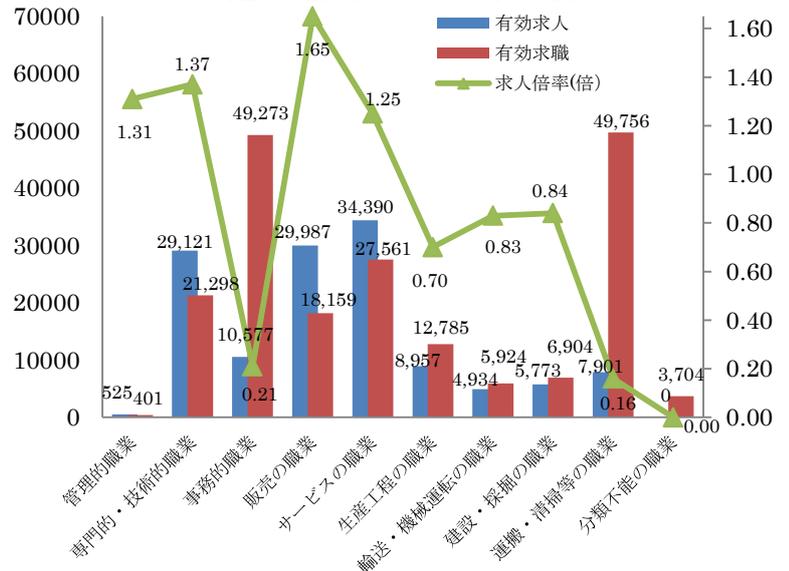
また、地域の重点分野における雇用創造に資する取組と事業に必要な人材を雇入れ、波及的に雇用機会を増大させるため、市町村が実施する実践型地域雇用創造事業を支援します。

- ◆ 求人開拓の推進
- ◆ 地域の雇用創出に向けた支援の推進

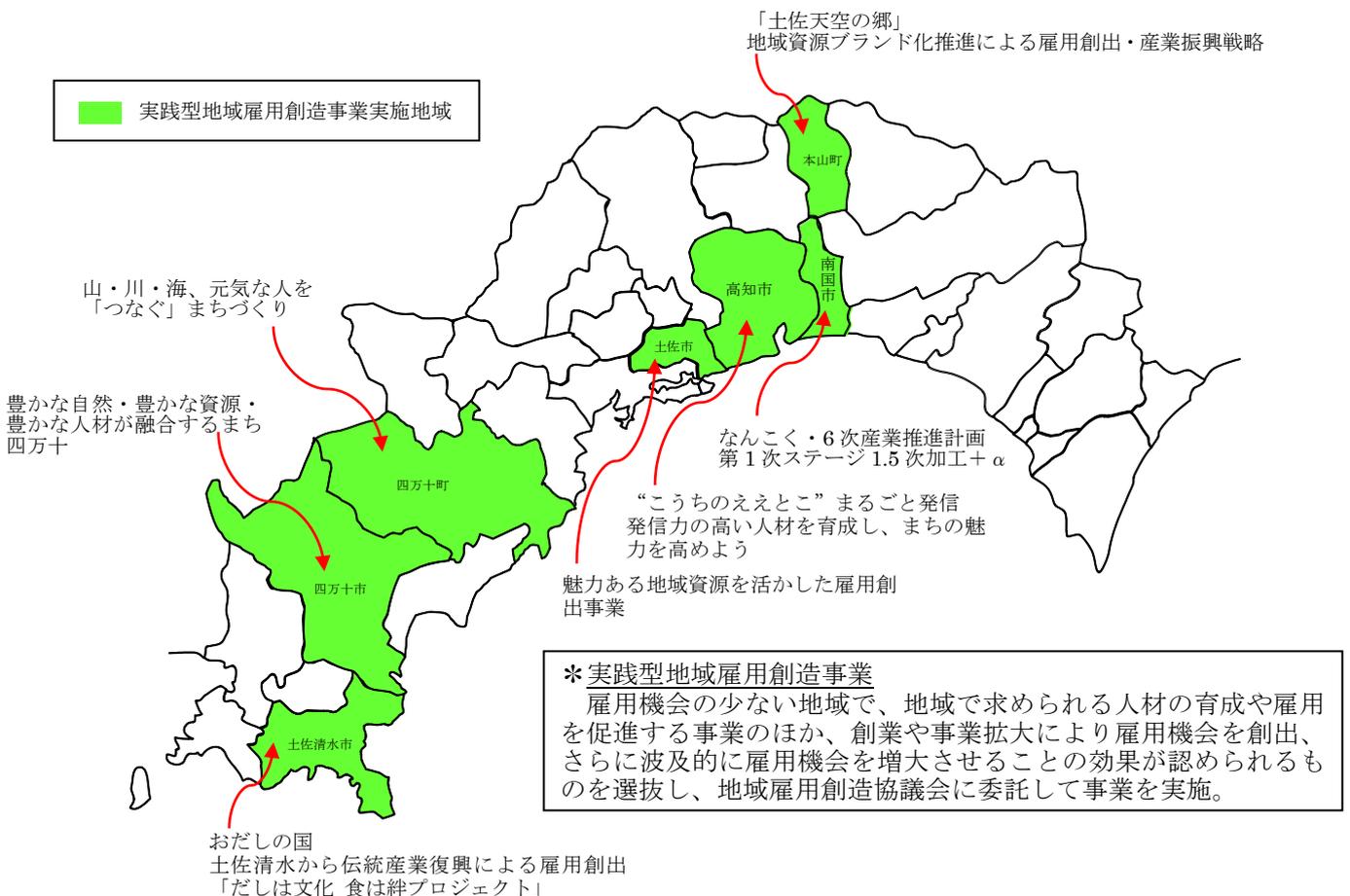
有効求人倍率の推移



職種別有効求人倍率 (平成25年度)



実践型地域雇用創造事業実施地域 (平成26年4月現在)

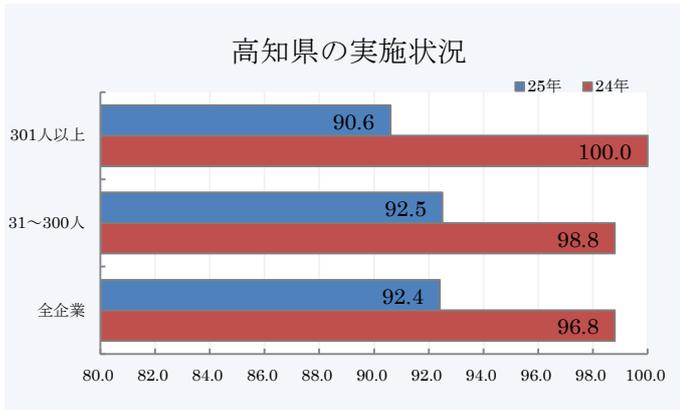


● 高齢者雇用対策の推進

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指します。

- ◆ 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進
- ◆ 高齢者等の再就職の援助・促進
- ◆ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

高齢者雇用措置の実施状況（各年6月1日調査） ⑨H25.4.1法改正（13P参照）

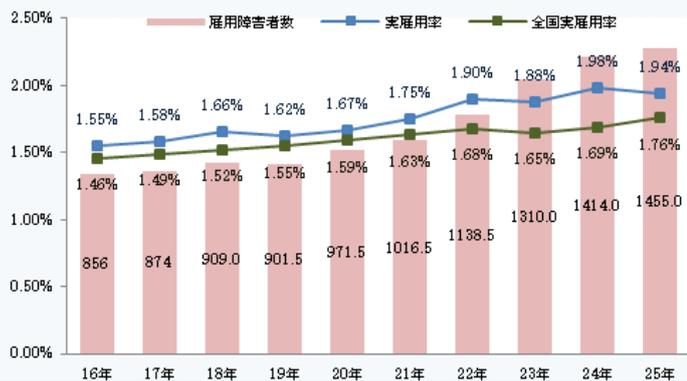


● 障害者雇用対策の推進

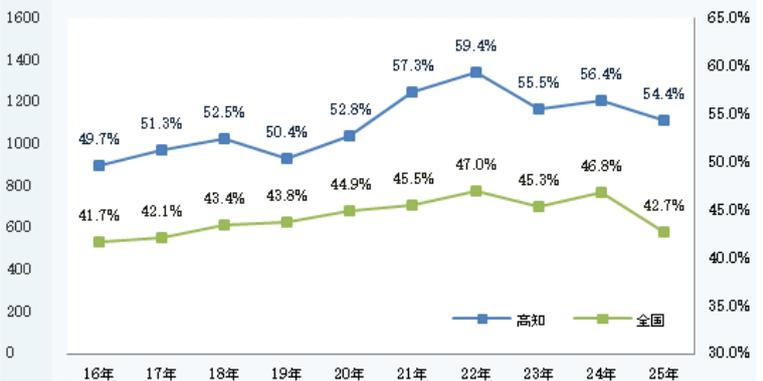
障害者の雇用ニーズが高まる中、法定雇用率達成指導を厳正に実施するとともに、各種支援制度の活用を推進し、障害者の雇用の促進を図ります。

- ◆ 雇用率達成指導の厳正な実施
- ◆ 雇用・福祉・教育・医療の連携による就労支援の強化
- ◆ 障害特性に応じた就職・雇用継続の支援の推進

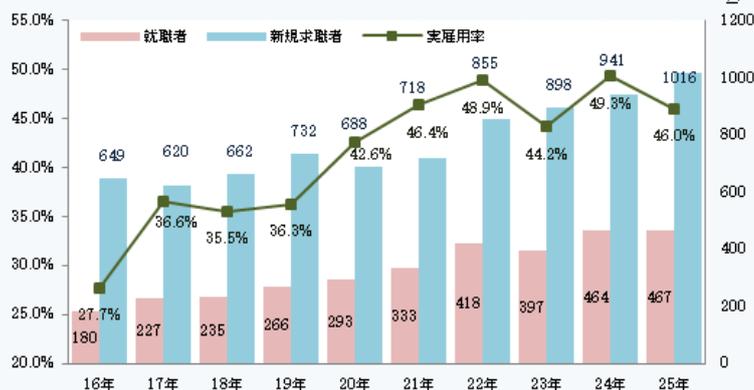
民間企業における障害者の雇用状況



法定雇用率達成企業割合（各年6月1日調査）



ハローワークにおける障害者職業紹介状況



■ トライアル雇用制度や特定求職者雇用開発助成金制度の積極的な活用による効果的な職業紹介を行うとともに、高知障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターとの連携のもと、ジョブコーチの活用等により、効果的な職場定着指導を行い、就労促進・職場定着を支援します。

● 安心して働くことができる雇用対策の推進

- ◆ 個々の求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援
- ◆ 子育てする女性等の就職支援
- ◆ U・Iターン就職の促進
- ◆ 雇用促進税制の推進
- ◆ 地方自治体との連携による就職支援
- ◆ 重層的なセーフティネットの構築

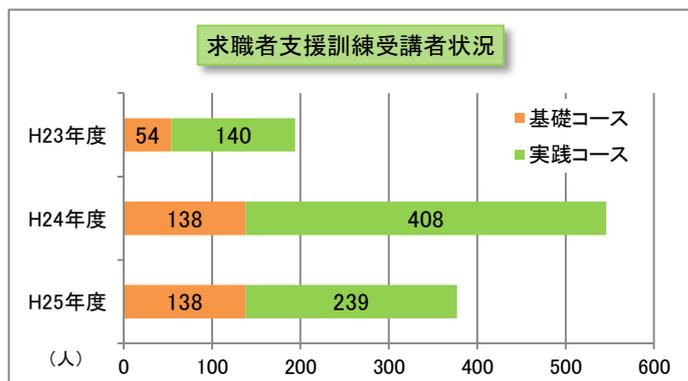
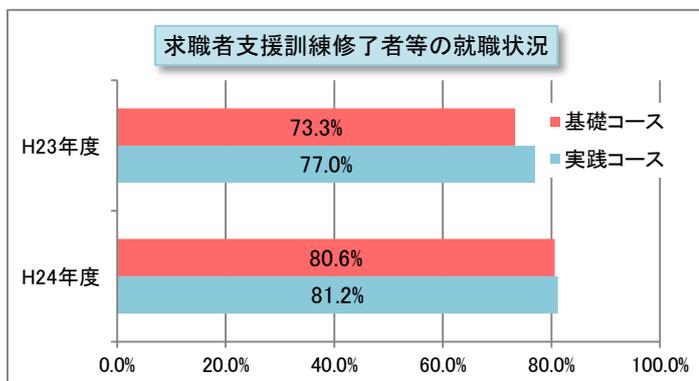
■ 第二のセーフティネットの制度支援ガイド（住居・住まい・生活にお困りの求職者の方へ）

名称	住宅支援給付	総合支援資金貸付	職業訓練受講給付金	臨時特例つなぎ資金貸付
窓口	地方自治体	市町村社会福祉協議会	ハローワーク	市町村社会福祉協議会
概要	<p>住宅を失った、または失う恐れのある方に対し、住居の提供や家賃のための給付を行います。</p> <p>【支給額】 賃貸住宅の家賃額 ※地域ごとの上限及び収入に応じた調整があります。</p> <p>【支給期間】 原則3か月 一定の条件の下、最大9か月受給可能</p>	<p>住居を失った方に対し、新たに入居するために必要な敷金・礼金などの初期費用の貸付を行います。</p> <p>【貸付額】</p> <p>①生活支援費 二人以上の世帯： 上限月額20万円 単身世帯： 上限月額15万円</p> <p>②住宅入居費 上限40万円</p> <p>③一時生活再建費 上限60万円</p>	<p>ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する訓練期間中の生活費の給付を行います。</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練受講手当： 月10万円 ・通所手当 職業訓練施設までの通所経路に応じた所定額（上限あり） 	<p>公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない住居喪失離職者に対する当座の生活費の貸付を行います。</p> <p>【貸付額】 上限10万円</p> <p>【連帯保証人】 不要</p> <p>【利子】 無利子</p>

● 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職支援が促進されるよう、成長や雇用が見込まれる分野を中心に職業訓練を推進し、求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練への誘導及びきめ細かな就職支援を実施します。

- ◆ 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援
- ◆ 求職者支援制度の的確な推進
- ◆ ジョブ・カード制度の推進



「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。

- 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。
- ※ 原則として、受講料は無料、テキスト代などは自己負担になります。
- 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
- 収入、資産などの一定要件を満たす方に、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します。

② 「働く人の安全・安心の確保」の実現を目指します

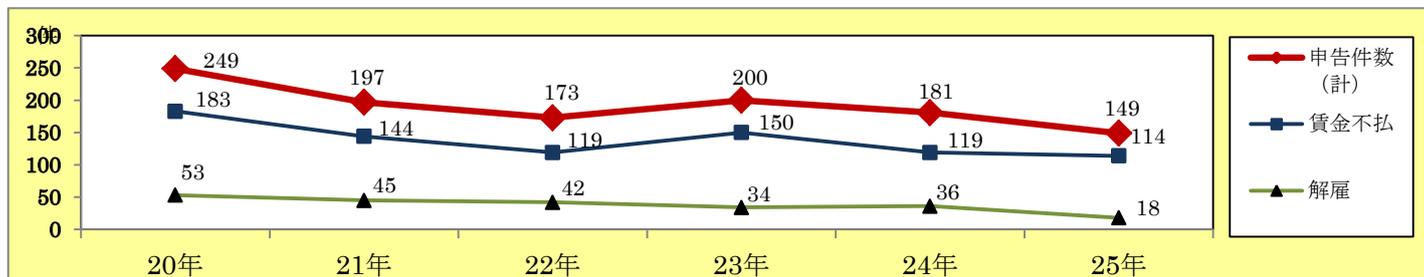
安心して働くことができる職場環境の実現を目指すため、「法定労働条件の確保対策」、「最低賃金制度の適切な運営」、「労働者の安全と健康確保対策」、「労災補償対策」、「労働環境等の整備」、「個別労働紛争解決制度の促進」及び「労働保険制度の適正な運営」等に積極的に取り組みます。

● 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等

全ての労働者が安全で安心して働くことができるよう、法定労働条件の履行確保を図るとともに、労使の自主的な取組を促進し、適正な労働条件を確保します。

- ◆ 解雇・雇い止め、賃金不払事案等への的確な対応の推進
- ◆ 過重労働や賃金不払残業防止に向けた取組の推進
- ◆ 非正規労働者及び特定分野の労働者の労働条件確保対策の推進
- ◆ 労働契約に関するルールの周知啓発

申告処理件数の推移



● 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度が持つセーフティネット機能を有効なものとするため、高知県最低賃金審議会を円滑に運営するとともに、最低賃金制度の周知徹底を図ります。

- ◆ 高知県の地域、産業の実情等に応じた最低賃金の適正な改正
- ◆ 最低賃金制度の周知広報と監督指導等による最低賃金の履行確保
- ◆ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施

高知県最低賃金

時間額 **664** 円
平成 25 年 10 月 26 日 発効

最低賃金の名称	最低賃金額時間額(円)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	745円	平成25年12月30日
一般貨物自動車運送業(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)	910円	平成19年6月2日
道路貨物運送業(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)	720円	平成19年6月2日

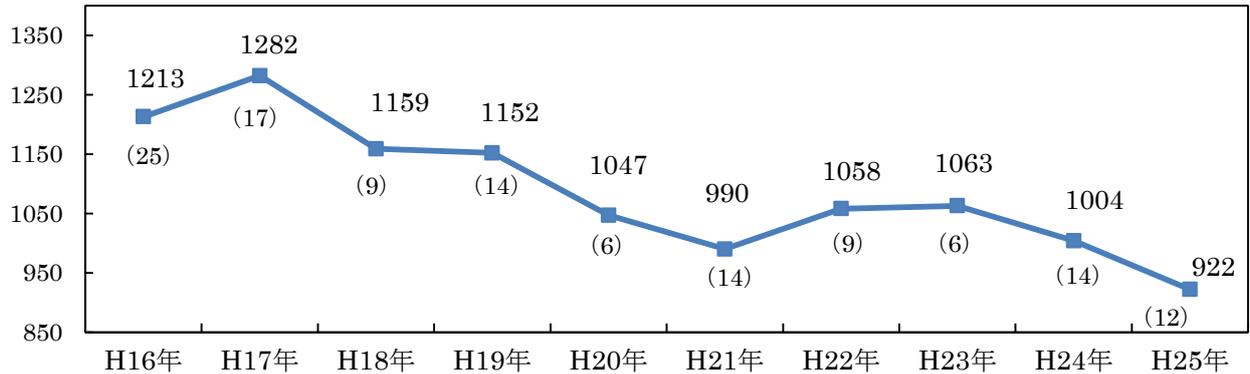
センター	連絡先	ご利用いただける日時
高知県最低賃金総合相談支援センター	高知県社会保険労務士会事務局内 高知市棧橋通2-8-20モリビル2F TEL 088-833-1151	原則、月～金曜日 午前9時から午後5時まで (第2・第4月曜日及び祝祭日を除く)

● 労働者の安全と健康確保対策の推進

- ◆ 重篤な労働災害を減少させるための取組
- ◆ 労働災害を減少させるための重点施策
- ◆ 化学物質による健康障害防止対策、石綿健康障害防止対策、過重労働による健康障害防止対策
- ◆ メンタルヘルス対策
- ◆ 職業性疾病等の予防対策の推進
- ◆ 自主的な安全衛生活動の促進等

高知県の労働災害による死傷者数（休業4日以上）の推移

（ ）は死亡者数



第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）の主な目標

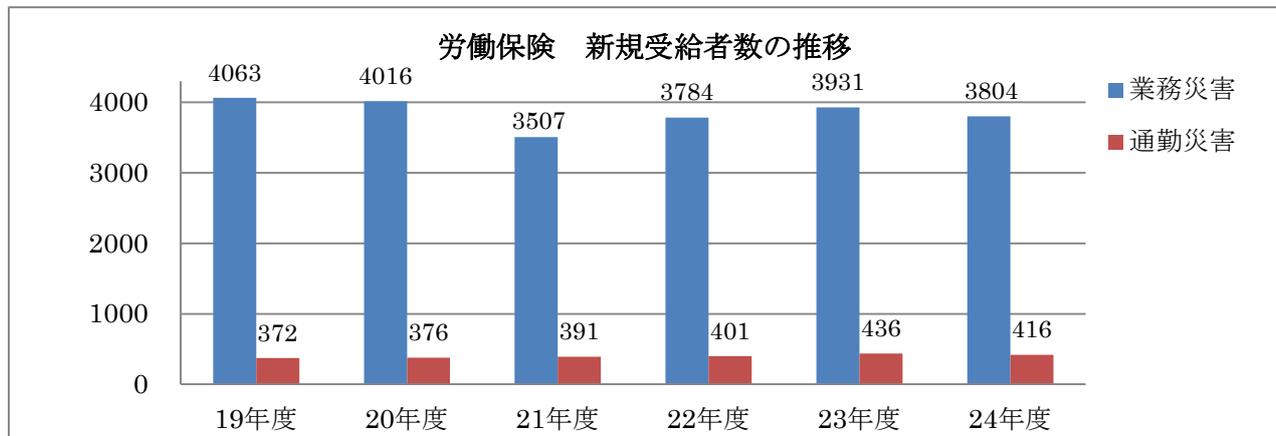
- 労働災害による休業4日以上死傷者の数を、平成29年までに平成24年（1,004人）と比較して、20%以上減少させること。
- 年間の労働災害の死亡者の数を、平成29年までに過去最少人数（6人）より15%以上減少させること。
- 12次防計画期間中の労働災害による死亡者の総数を、11次防計画期間中（平成20年から平成24年まで）の総数（49人）の15%以上減少させること。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすること。

☆写真は平成25年12月4日に実施した平成25年度高知労働局年末年始無災害運動の高知労働局長建設安全パトロール。（現場は「江ノ口雨水貯留築造工事」）



● 労災補償対策の推進

- ◆ 労災保険給付の迅速・適正な処理の推進
- ◆ 社会復帰の促進
- ◆ 労災保険制度の周知徹底



石綿関連疾患に係る補償（救済）制度

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年8月30日に施行

- 特別遺族給付金の請求期限が平成34年3月27日まで延長されました。
- 特別遺族給付金の支給対象が平成28年3月26日までに亡くなった労働者のご遺族の方へ拡大
- 石綿関連疾患（中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）を発症し、それが石綿（アスベスト）にばく露する作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付又は特別遺族給付金が支給されます。

二次健康診断等給付

- 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合は、二次健康診断等給付が支給されます。
- 支給の対象は、①「血圧検査」、②「血中脂質」、③「血糖検査」、④「腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定」のすべての検査項目において異常の所見がある方です。

● 適正な労働環境の整備

- ◆ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備
- ◆ 過重労働解消等のための働き方・休み方の見直し

活力ある社会を維持していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要不可欠な要素です。

過重労働による健康障害防止に向けた事業主等の意識を高め、働き方・休み方の見直しを進めるため、「高知県仕事と生活の調和推進協議会」がとりまとめた提言及び「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の周知を図るとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導、職場意識の改善に取り組む中小事業主に対する援助事業等の活用を推奨します。

年次有給休暇については、次世代育成支援対策の推進等と併せて、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた労使による自主的取組の促進を図ります。

高知県仕事と生活の調和推進会議提言

<http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kochi-roudoukyoku/topics/topics166.pdf>

● 個別労働関係紛争解決の促進

総合労働相談コーナーでは、労働関係に関するあらゆる分野の相談に応じるとともに、個々の労働者と事業主間における個別労働関係紛争の適切かつ迅速な解決の促進を図ります。

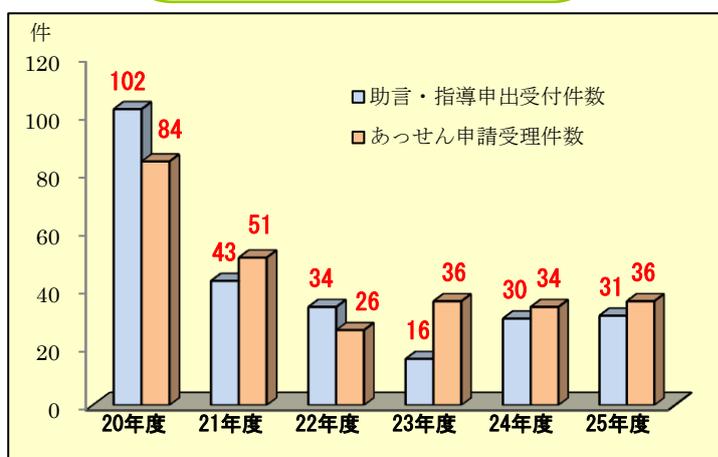
- ◆ 個別労働関係紛争の複雑化に対応した総合労働相談コーナーの機能の強化
- ◆ 助言・指導及びあっせん制度の的確な運用

- 総合労働相談コーナーで、労働相談や法令・判例等の情報の提供を行います。
- 高知労働局長の助言・指導により、個別労働紛争の解決を支援します。
- 高知紛争調整委員会における「あっせん」制度により、個別労働紛争の解決を図ります。

個別労働紛争相談件数の推移



助言・指導申出受付件数及び
あっせん申請受理件数



● 労働保険制度の適正な運営

労働保険が労災保険給付、失業給付等を通じた労働者の福祉の増進に寄与する制度としての的確な役割（セーフティネット）を果たしていくためには、適用徴収業務は常に費用負担の公平性等が求められているところであり、労働保険料の適正徴収、労働保険の適正促進、労働保険事務組合の育成・指導などの必要があります。

- ◆ 労働保険料等の適正徴収
- ◆ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ◆ 年度更新の円滑な実施
- ◆ 労働保険事務組合制度の効率的な運用を図るための指導等
- ◆ 電子申請の利用の促進
- ◆ 雇用保険率の周知徹底
- ◆ 「石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項の一般拠出金率」（平成18年環境省告示第150号）の改正に伴い、改正された一般拠出金率の周知徹底

③ 「男女とも働きやすい雇用環境」の実現を目指します

労働者が性別により差別されることなく、多様な働き方に応じた均等・均衡待遇が確保されるとともに、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、その能力を発揮しつつ、充実した職業生活を送ることができるようにするため、①「継続就業できる両立支援対策」、②「女性の活躍促進及び男女機会均等の確保」、③「パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保」等に取り組みます。

● 継続就業できる両立支援対策

- ア 育児・介護休業法の履行確保
 - ◆ 法に基づく指導
 - ◆ 相談に対する紛争解決の援助
- イ 子育てサポート企業の増加等次世代育成支援
 - ◆ 101人以上規模の企業への行動計画の策定指導
 - ◆ 男性の育児休業等取得促進と「くるみん」取得に向けた支援
 - ◆ 改正法の周知徹底
- ウ 両立支援に取り組む事業主に対する支援
 - ◆ 育児・介護休業規定の整備の支援
 - ◆ 「両立支援助成金」支給による支援
 - ◆ 新設する育児休業からの復帰を支援する助成金の周知徹底
 - ◆ 「均等・両立推進企業表彰」（ファミリー・フレンドリー企業部門）の実施



「くるみん」の周知を図るため、窓口用の「くるみんミニボール」を作成しました。

■ 個別労働紛争解決のための援助を行っています ■

- 雇用均等室では、**育児・介護休業法、男女雇用機会均等法及びパートタイム労働法**に関する労働相談や法令・判例等の情報の提供を行います。
- 高知労働局長の助言・指導により、**育児・介護休業法、男女雇用機会均等法及びパートタイム労働法**に関する個々の労働者と事業主間における個別労働紛争の解決を支援します。
- 高知紛争調整委員会における「調停」制度により、**育児・介護休業法、男女雇用機会均等法及びパートタイム労働法**に関する個別労働紛争の解決を図ります。

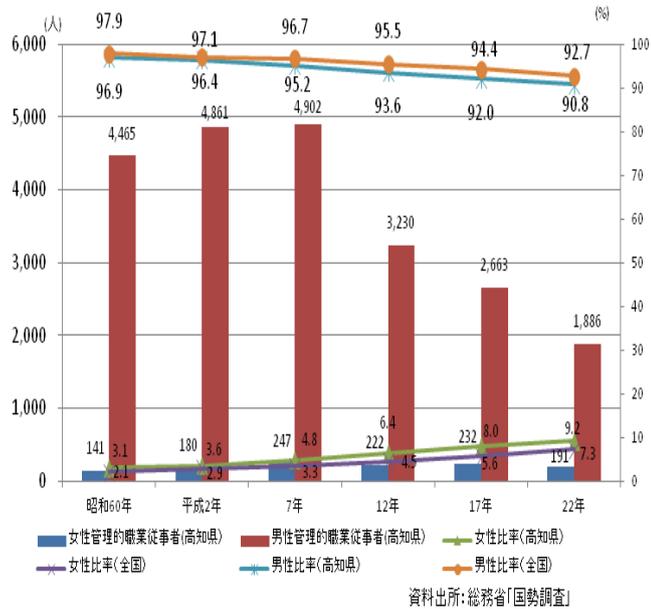
● 女性の活躍促進及び男女機会均等の確保

- ア 女性の活躍促進
 - ◆ 「女性の活躍促進フォーラム in 高知」をまとめたメモリアルブック及びDVDの活用による女性活躍の必要性の周知啓発
 - ◆ 企業における女性の活躍促進に向けた情報開示（見える化）の推進
「ポジティブ・アクション応援サイト」、「女性の活躍推進宣言コーナー」への登録促進
 - ◆ 女子学生等に対する「応援サイト」、「宣言コーナー」、「均等・両立推進企業表彰」等を活用した就職情報の収集方法等についての周知
 - ◆ 女子学生等の募集・採用における機会均等の徹底
 - ◆ 「均等・両立推進企業表彰」（均等推進企業部門）の実施
- イ 男女雇用機会均等法の履行確保
 - ◆ 改正男女雇用機会均等法施行規則等の周知啓発
 - ◆ 法に基づく指導
 - ◆ 相談に対する紛争解決の援助
 - ◆ セクシュアルハラスメント及び母性健康管理への対応

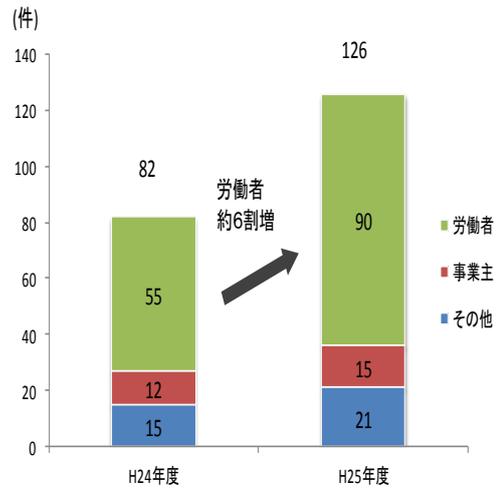


ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

管理的職業従事者の推移



セクシュアルハラスメント相談件数



資料出所: 高知労働局雇用均等室「平成 25 年度男女雇用機会均等法関係相談件数」



- 平成 25 年 10 月 29 日に女性の活躍促進の必要性を広く周知するため、「女性の活躍促進フォーラム in 高知」を村木厚子厚生労働事務次官の講演により、開催いたしました。



- ご好評いただいた左記フォーラムの内容を冊子「メモリアルブック」及びDVDとして作成しました。メモリアルブックは当局ホームページに掲載し、多くの方にご覧いただくとともに、コピーして利用できるようにしております。また、DVDの貸出も行っています。

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保

- ◆ 法に基づく指導
- ◆ 相談に対する紛争解決の援助
- ◆ 均等・均衡待遇に取り組む事業主の支援等
- ◆ 改正法の周知徹底

④ 制度改正の抜粋

● 労働契約法の改正（①と③は平成 25 年 4 月 1 日施行、②は平成 24 年 8 月 10 日施行）：監督課

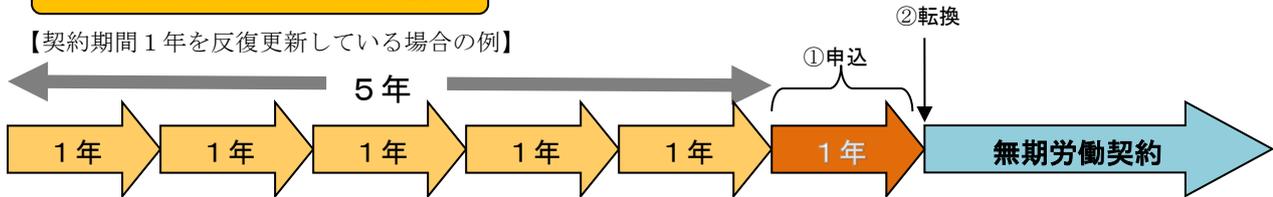
今回の改正では、有期労働契約について、3つのルールを規定しています。

① 無期労働契約への転換

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換します。

無期転換の申込みができる場合

【契約期間1年を反復更新している場合の例】



※5年のカウントは、施行日（平成25年4月1日）以後に開始する有期労働契約が対象です。

② 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

③ 不合理な労働条件の禁止

有期労働契約者と無期労働契約者との間で、期間の定めがあることによる不合理に労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

● 雇用保険法の一部改正：職業安定課

*平成 26 年 4 月 1 日施行

- 育児休業給付の充実
 - 1歳未満の子を養育するための育児休業開始後6ヶ月の給付割合を67%に引き上げ。
- 再就職手当の拡充
 - 再就職後の賃金が離職前より低下した場合、現行の再就職手当に加え、6ヶ月間職場に定着することを条件に、差額の6ヶ月分を一時金（就業促進定着手当）で追加給付。
- 平成25年度までの暫定措置の延長（3年間：平成28年度まで）
 - ・個別延長給付（ただし、適用要件を厳格化）
 - ・特定理由離職者に対し、特定受給資格者と同じ所定給付日数を支給
 - ・常用就職支度手当の40歳未満者追加

*平成 26 年 10 月 1 日施行

- 教育訓練給付の拡充
 - ・専門的・実践的な訓練（原則2年。最大3年）における教育訓練給付の給付割合を4割に引き上げ。
 - ・一定要件を満たした就職（45歳未満）に対し、受講費用の2割を追加給付。（1年間の給付額の上限48万円）
- 教育訓練給付金の創設（平成30年までの暫定措置）
 - ・45歳未満の離職者が、上記訓練を受講する場合に給付。

● 雇用促進税制の延長：職業安定課

雇用促進税制（増加雇用者数1人あたり40万円の税額控除を受けることができる）は、平成25年度までの適用でしたが、平成27年度まで2年間延長されました。

● 高齢者雇用安定法の一部改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）：職業対策課

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、以下のとおり改正されました。

- ・継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ・継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ・義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ・高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

● 男女雇用機会均等法関係法令の改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）：雇用均等室

男女格差を縮小し、女性の活躍促進を一層推進するために施行規則等が以下のとおり改正されました。

- ・間接差別の改正により、総合職の限定要件を削除したため、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されます。
- ・セクシュアルハラスメント措置のうち、予防に関することや事後対応の徹底について例示が追加されました。同性に対するセクハラ対策を講じていない場合は、現行どおり法違反となります。セクハラの原因や背景には、性別による役割分担意識に基づく言動があると考えられることから、セクシュアルハラスメントを防止する上で性別役割分担意識に基づく言動をなくしていくことが重要のため、全労働者に周知啓発する必要があります。また、労働者から性別役割分担意識に関する相談があった場合は、対応してください。
- ・コース等ごとの雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項について、新たに指針を制定しました。

● くるみん税制の延長（平成 27 年 3 月 31 日まで）：雇用均等室

次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主は、一定の要件を満たせば税制優遇制度（建物等の割増償却制度、32%の割増償却）を活用することができますが、その期間が平成 27 年 3 月 31 日まで 1 年間延長されました。

● 次世代育成支援対策推進法の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）：雇用均等室

- ・法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。
- ・くるみん認定を受けた子育てサポート企業のうち、次世代育成支援対策の実施状況が優良なものについて、新たな認定制度である特例認定制度を創設し、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、実施状況の公表を義務付けました。



● パートタイム労働法の一部改正（公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日施行）：雇用均等室

- ・通常の労働者と差別的取扱いが禁止される「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」の範囲が拡大されました。
- ・短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなりません。
- ・短時間労働者を雇い入れたときは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の内容について、事業主が説明する義務があります。
- ・法違反企業に対して、厚生労働大臣が是正勧告をした場合に、事業主がこれに従わなかったときは、事業主名を公表する制度が創設されました。

⑤ 相談窓口一覧

● 労働条件に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・解雇、賃金不払いに関する相談 ・労働時間、休日に関する相談 ・休暇等労働条件に関する相談 	高知労働局労働基準部 監督課 各 労働基準監督署

● 総合労働相談

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件、募集、採用、いじめ、嫌がらせ等の職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談 	各 総合労働相談コーナー

● 最低賃金に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金に関する相談 ・賃金、退職金制度に関する相談 ・賃金統計に関する相談 	高知労働局労働基準部 賃金室

● 安全衛生に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の安全衛生に関する相談 ・労働者の健康管理に関する相談 ・安全衛生の免許等に関する相談 	高知労働局労働基準部 健康安全課 各 労働基準監督署

● 労災保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・工作中や通勤途上のケガ（職業性疾病を含む）をしたときの労災請求方法や給付に関する相談 ・労災年金受給者の年金、介護に関する相談 	高知労働局労働基準部 労災補償課 各 労働基準監督署

● 求人・求職に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の募集に関する相談 ・職探しに関する相談 ・新卒者の募集、就職に関する相談 ・労働者派遣法に関する相談 	高知労働局職業安定部 職業安定課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談 ・各種助成金制度（雇用管理に係る助成金）に関する相談 	高知労働局職業安定部 職業対策課 各 ハローワーク（公共職業安定所）
<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発に関する相談 ・求職者支援制度、職業訓練に関する相談 	高知労働局職業安定部 地方訓練受講者支援室 各 ハローワーク（公共職業安定所）

● 男女差別、両立支援等に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・職場における男女の均等な処遇に関する相談 ・職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・育児、介護休業等に関する相談 ・パートタイム労働に関する相談 	高知労働局 雇用均等室

● 労働保険に関すること

相談したい事項	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の加入に関する相談 ・労働保険の申告、納付等に関する相談 	高知労働局総務部 労働保険徴収室 各 労働基準監督署
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の加入手続きについて ・失業給付、育児給付、介護給付について ・高年齢者継続雇用給付について ・教育訓練給付について 	各 ハローワーク（公共職業安定所）

⑥ 高知労働局の組織

高知労働局

〒780-8548 高知市南金田1番39号

総務部	総務課	☎ 088 (885) 6021	FAX 088-885-6037
	企画室	☎ 088 (885) 6028	FAX 088-885-6037
	労働保険徴収室	☎ 088 (885) 6026	FAX 088-885-6038
労働基準部	監督課	☎ 088 (885) 6022	FAX 088-885-6038
	健康安全課	☎ 088 (885) 6023	FAX 088-885-6038
	賃金室	☎ 088 (885) 6024	FAX 088-885-6038
	労災補償課	☎ 088 (885) 6025	FAX 088-885-6038
	労災補償課分室	☎ 088 (820) 5135	FAX 088-820-5136
職業安定部	職業安定課	☎ 088 (885) 6051	FAX 088-885-6064
	職業対策課	☎ 088 (885) 6052	FAX 088-885-6065
	地方訓練受講者支援室	☎ 088 (888) 6600	FAX 088-885-6065
雇用均等室		☎ 088 (885) 6041	FAX 088-885-6042

労働基準監督署

高知	☎ 088 (885) 6031	FAX 088-885-6036
須崎	☎ 0889 (42) 1866	FAX 0889-42-1868
四万十	☎ 0880 (35) 3148	FAX 0880-35-5520
安芸	☎ 0887 (35) 2128	FAX 0887-35-4019

公共職業安定所（ハローワーク）

高知	☎ 088 (878) 5320	FAX 088-878-5341
香美	☎ 0887 (53) 4171	FAX 0887-53-2291
須崎	☎ 0889 (42) 2566	FAX 0889-42-2569
四万十	☎ 0880 (34) 1155	FAX 0880-34-4996
安芸	☎ 0887 (34) 2111	FAX 0887-35-3474
いの	☎ 088 (893) 1225	FAX 088-893-1226

高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターはりまや	職業紹介コーナー	☎ 088 (884) 8105
	わかものハローワーク	☎ 088 (884) 8105
	就職支援コーナー（委託事業）	☎ 088 (885) 5835
	U・Iターン相談コーナー（高知県）	☎ 088 (882) 0845
（高知新卒応援ハローワーク）		☎ 088 (802) 2076

「総合労働相談コーナー」のご案内

★総合労働相談コーナー（高知労働局総務部企画室内）	☎ 088 (885) 6027	☎ 0120-783-722
高知総合労働相談コーナー（高知労働基準監督署内）	☎ 088 (885) 6010	
須崎総合労働相談コーナー（須崎労働基準監督署内）	☎ 0889 (42) 1866	
★四万十総合労働相談コーナー（四万十労働基準監督署内）	☎ 0880 (35) 3148	
安芸総合労働相談コーナー（安芸労働基準監督署内）	☎ 0887 (35) 2128	

★（女性相談員がいます。なお、勤務割の関係で不在の日があります。）

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図

